

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所組織規則

〔平成 16 年 3 月 30 日  
制定〕

平成 17 年 5 月 31 日改正  
平成 18 年 4 月 1 日改正  
平成 18 年 5 月 1 日改正  
平成 19 年 3 月 30 日改正  
平成 20 年 4 月 1 日改正  
平成 20 年 7 月 15 日改正  
平成 21 年 4 月 1 日改正  
平成 22 年 7 月 20 日改正  
平成 23 年 4 月 1 日改正  
平成 25 年 3 月 29 日改正  
平成 25 年 7 月 1 日改正  
平成 26 年 7 月 1 日改正  
平成 27 年 4 月 1 日改正  
平成 28 年 4 月 1 日改正  
平成 29 年 4 月 1 日改正  
平成 30 年 4 月 1 日改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成11年法律第165号）に定めるもののほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制及び事務の分掌を定めるものとする。

## (事務所)

第2条 研究所の事務所は、神奈川県横須賀市に置く。

## (組織)

第3条 研究所に次の4部及び2センターを置く。

- 一 総務部
- 二 研究企画部
- 三 研修事業部
- 四 情報・支援部
- 五 発達障害教育推進センター
- 六 インクルーシブ教育システム推進センター

2 研究所に、別に定めるところにより、監査室を置く。

(総務部)

第4条 総務部に次の3課を置く。

- 一 総務企画課
- 二 財務課
- 三 研修情報課

2 研修情報課に図書・情報システム室及び研修支援室を置く。

3 総務企画課に企画評価グループを置く。

(総務企画課の所掌事務)

第5条 総務企画課は、次の事務をつかさどる。

- 一 運営委員会及び役員会の運営に関すること。
- 二 研究所印及び理事長印の保管に関すること。
- 三 文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 公文書管理、情報公開及び個人情報保護に関すること。
- 五 職員の人事に関すること。
- 六 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 七 広報に関すること。
- 八 研究所の中期計画及び年度計画に関すること。
- 九 研究所の諸評価の事務に関すること。
- 十 所内規則の制定及び改廃に関すること。
- 十一 研究所の研究活動の支援に関すること。
- 十二 科学研究費等外部研究資金に係る申請及び調整に関すること。
- 十三 研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- 十四 研究企画部、研修事業部、情報・支援部、発達障害教育推進センター及びインクルーシブ教育システム推進センターの業務の支援に関すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、研究所の所掌に係る事務のうち他の所掌に属しないものに  
関すること。

(財務課の所掌事務)

第6条 財務課は次の事務をつかさどる。

- 一 予算及び決算に関すること。
- 二 収入及び支出に関すること。
- 三 財産及び物品の管理に関すること。
- 四 建物及び設備の維持及び管理に関すること。
- 五 研究所内の管理に関すること。

(研修情報課の所掌事務)

第7条 研修情報課は、次の事務をつかさどる。

- 一 研修事業部の企画・立案する研修並びに免許法認定通信教育、免許法認定講習及び免許状更新講習の支援に関すること。
- 二 障害者の教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。
- 三 情報システムの管理及び利用に関すること。
- 四 研修事業部の行うインターネットによる配信講義等の開発・提供の支援に関すること。

(研究企画部の所掌事務)

第8条 研究企画部は、次の事務をつかさどる。

- 一 研究所の業務に係る調査及び研究に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 研究基本計画及びこれに基づき実施する国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究（以下「基幹研究」という。）の研究課題の実施計画に関すること。
- 三 特別支援教育政策に係る情報収集、関係省庁との連携・連絡調整に関すること（インクルーシブ教育システム推進センターの所掌に係るものと除く。）。
- 四 研究課題設定の助言及び調整に関する事（インクルーシブ教育システム推進センターの所掌に係るものと除く。）。
- 五 特別支援教育に関する研究動向及び大学等関係機関との研究協力に係る調整に関すること。
- 六 特別支援教育に関する調査の計画立案及び実施に関し、研究所全体の調整を図ること。
- 七 筑波大学附属久里浜特別支援学校との研究協力に関する事。
- 八 特別支援教育に関する関係法制及び行財政施策に関する調査・分析に関する事。
- 九 研究所の業務に係る評価に関する企画及び立案に関する事。
- 十 研究企画部の所掌事務に係る調査及び研究に関する事。

(研修事業部の所掌事務)

第9条 研修事業部は、次の事務をつかさどる。

- 一 研究指針並びにこれに基づき実施する研修事業の企画及び立案に関する事。
- 二 研究所の行う研修の受講者のフォローアップに関する事。
- 三 地方公共団体の行う研修等の調査及び支援に関する事。
- 四 インターネットによる配信講義等の開発・提供に関する事。
- 五 免許法認定通信教育、免許法認定講習及び免許状更新講習の実施に関する事。
- 六 研修事業部の所掌事務に係る調査及び研究に関する事。

(情報・支援部の所掌事務)

第10条 情報・支援部は、次の事務をつかさどる。

- 一 広報戦略に関する事務（発達障害教育推進センターの所掌に係るものと除く。）。
- 二 研究所ホームページからの特別支援教育情報の提供及び特別支援教育関係教職員等に対する情報提供システムの構築に関する事務（研修事業部、発達障害教育推進センター及びインクルーシブ教育システム推進センターの所掌に係るものと除く。）。
- 三 特別支援教育に関する教材及び教育支援機器に関する情報の収集・提供及び普及並びに情報手段活用及び教育支援機器の評価・活用及び関係者に対する支援に関する事務（発達障害教育推進センターの所掌に係るものと除く。）。
- 四 各種学校長会、教育委員会、教育センター等関係機関と連携した学校への情報提供及び支援に関する事務（研修事業部、発達障害教育推進センター及びインクルーシブ教育システム推進センターの所掌に係るものと除く。）。
- 五 在外日本人学校等及び在外邦人に係る特別支援教育に関する教育相談及び支援並びに企業等への理解啓発に関する事務。
- 六 研究所が実施する特別支援教育の理解啓発の実施に関する事務（発達障害教育推進センターの所掌に係るものと除く。）。
- 七 医療・労働・福祉等に係る関係機関との情報交換及び連携協力に関する事務（発達障害教育推進センターの所掌に係るものと除く。）。
- 八 情報・支援部の所掌事務に係る調査及び研究に関する事務。

（発達障害教育推進センターの所掌事務）

第11条 発達障害教育推進センターは、次の事務をつかさどる。

- 一 広報戦略のうち、発達障害教育に関する情報収集・発信及び理解啓発に関する事務。
- 二 研究所ホームページからの発達障害教育情報の提供及び特別支援教育関係教職員等に対する情報提供システムの構築に関する事務（研修事業部及びインクルーシブ教育システム推進センターの所掌に係るものと除く。）。
- 三 発達障害教育に関する教材及び教育支援機器に関する情報の収集・提供及び普及並びに情報手段活用及び教育支援機器の評価・活用及び関係者に対する支援に関する事務。
- 四 各種学校長会、教育委員会、教育センター等関係機関と連携した学校への発達障害教育に関する情報提供及び支援に関する事務。
- 五 発達障害教育に関する情報の収集・提供や関係者への支援及び理解並びに関係機関との連携・調整に関する事務。
- 六 研究所が実施する発達障害教育の理解啓発の実施に関する事務。
- 七 医療・労働・福祉等に係る関係機関との情報交換及び連携協力に関する事務。
- 八 発達障害教育推進センターの所掌事務に係る調査及び研究に関する事務。

（インクルーシブ教育システム推進センターの所掌事務）

第12条 インクルーシブ教育システム推進センターは、次の事務をつかさどる。

- 一 インクルーシブ教育システムの構築に向けた実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）

に関すること。

二 インクルーシブ教育システムに係る国際的な情報収集及び海外との研究交流に関すること。

三 インクルーシブ教育システムの構築に係る地方公共団体、学校等の相談支援に関すること。

四 インクルーシブ教育システムの構築に関する情報収集・提供及び理解啓発に関すること。

(職制)

第13条 第3条第1項に規定する部及びセンターに、それぞれ部長及びセンター長を置く。

2 第4条第1項に規定する課に課長を置く。

3 部長及びセンター長並びに課長は、上司の命を受け、それぞれ部及びセンター並びに課の事務を掌理する。

4 部（総務部を除く。以下同じ。）及びセンターに上席総括研究員及び総括研究員を置く。

5 部長及びセンター長は、上席総括研究員をもって充てる。

6 上席総括研究員（前項の規定により部長及びセンター長に充てられたものを除く。）は、所属する部又はセンターの長を補佐し、特定の分野の事務を総括する。

7 総括研究員は、所属する部又はセンターの特定の分野の事務を整理する。

8 部又はセンターに主任研究員及び研究員を置くことができる。

第14条 課（第4条第1項に規定する課をいう。以下同じ。）に別に定めるところにより係を、室（第4条第2項に規定する室をいう。以下同じ。）及びグループ（第4条第3項に規定するグループをいう。以下同じ。）に別に定めるところにより係を置く。また、室に室長を、グループにグループ長を置き、課及び室に課長補佐（室にあっては室長補佐。以下同じ。）、専門員及び専門職員を置くことができる。

2 前項に規定する室長は、課長を補佐するとともに、室の事務を掌理する。

3 グループ長は、課長を補佐するとともに、グループの事務を掌理する。

4 課長補佐は、課長を補佐するとともに、課の事務を処理する。

5 専門員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理するとともに、専門的見地から課長を補佐する。

6 専門職員は、上司の命を受け、専門的知識若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の事務を処理する。

7 第1項に規定する係に係長を置く。係長は、上司の命を受けてその係の事務を処理する。

8 第1項に規定する係に主任を置くことができる。主任は、上司の命を受けて事務を処理する。

(研究チーム及び研究班)

第15条 第8条第1項第二号の基幹研究及び第12条第1項第一号の地域実践研究等への参画・実施のため、研究チーム及び研究班を置く。

2 研究チーム及び研究班の組織その他については、別に定める。

(客員研究員)

- 第16条 研究所に客員研究員を置くことができる。
- 2 客員研究員は、命を受けて研究所において行う研究に参画する。
  - 3 客員研究員は、非常勤とする。

(運営委員)

- 第17条 研究所に運営委員21人以内を置く。
- 2 運営委員は、研究所の管理及び運営に関する重要事項に関し、理事長に助言する。
  - 3 運営委員は、非常勤とする。

(役員会)

- 第18条 研究所に役員会を置く。
- 2 役員会は、研究所における業務運営に関する重要事項を審議する。
  - 3 役員会の組織及び運営については、別に定める。

(雑則)

- 第19条 この規則に定めるもののほか、研究所の組織、職制及び事務の分掌に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

- 第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 第2条 次に掲げる規則中「総合研究官」を「上席総括研究員」に、「総括主任研究官」を「総括研究員」に、「主任研究官」を「主任研究員」に改める。

一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則

二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所評価委員会規程

三 国立特殊教育総合研究所・筑波大学附属久里浜養護学校連絡会議に関する要項

四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則第第8条第3項に定めるワーキンググループに関する要項

五 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究職員の採用、昇任の基準及び定年に関する規程

六 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究職員の選考に関する規則

七 研究職員候補者の審査手続き及び審査基準

八 勤務成績の評定の手続き及び記録に関する細則

- 九 独立行政法人国立特殊教育総合研究所職員給与規程
- 十 独立行政法人国立特殊教育総合研究所免許法認定講習規程
- 十一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究紀要規程
- 十二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所英文紀要規程
- 十三 独立行政法人国立特殊教育総合研究所教育相談センター規程

附 則

第1条 この規則は、平成18年5月1日から施行する。

第2条 次に掲げる規則中「教育相談センター」を「教育相談部」に、「教育相談センター長」を「教育相談部長」に改める。

- 一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則
- 二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所Webサイト運営要項
- 三 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法人文書管理規程

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(教育相談部に関する特例)

2 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、第3条第一項により置かれる5部に加えて教育相談部を置き、第9条第七号から第九号まで及び第十号の教育相談に係る部分の事務を教育相談部の所掌とする。また、この場合、第6条第九号中「教育支援部、」とあるのは「教育支援部、教育相談部、」と読み替えるものとする。

附 則

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第2条 次に掲げる規則中「企画調整課」を「総務企画課」に、「総務課」を「財務課」に改める。

- 一 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所役員会規程（平成14年4月1日制定）
- 二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営委員規程（平成13年4月2日制定）
- 三 国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議に関する要項

(平成 16 年 7 月 9 日制定)

四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総合調整会議等に関する規則第 8 条第 3 項に定めるワーキンググループに関する要項（平成 18 年 3 月 7 日制定）

五 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所内規則の基準及び制定手続きに関する規則（平成 13 年 4 月 2 日制定）

六 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所閲覧窓口の設置及び閲覧事務の処理に関する規程（平成 13 年 4 月 2 日制定）

七 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所電気工作物保安規程（平成 13 年 4 月 2 日制定）

八 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所グリーン調達連絡会議の設置について（平成 20 年 8 月 6 日制定）

九 日本学術振興会特別研究員（PD）申請者に関する要項（平成 21 年 1 月 15 日制定）

十 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発明規則（平成 13 年 4 月 2 日制定）

十一 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所セミナーの実施に関する要項（平成 13 年 4 月 2 日制定）

十二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究成果普及リーフレット作成要項（平成 19 年 1 月 15 日制定）

十三 特別支援教育助成事業推薦要項

#### 附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。